

## 一般社団法人 日本糖尿病・妊娠学会 編集委員会 規程

本規程は一般社団法人 日本糖尿病・妊娠学会の定款施行細則第 11 条に基づき、一般社団法人日本糖尿病・妊娠学会編集委員会（以下「委員会」という）の運営等に関する基本的事項を定める。

### （目的）

第 1 条 本委員会の目的は次の通りとする。

- ①定款施行細則第 12 条に定める会誌「糖尿病と妊娠」刊行の実務
- ②定款施行細則第 15 条に定めるウェブ版「ニューズレター」刊行の実務
- ③定款施行細則第 17 条に定める「大森賞」、定款施行細則第 18 条に定める「若手奨励賞」に関する業務

### （構成）

第 2 条 本委員会は委員長 1 名、副委員長 1 名、内科、産婦人科、小児科、メディカルスタッフ領域の委員若干名で組織する。

2. 委員は正会員の中から本委員会で推薦し、理事会の決議を経て編集担当常務理事と理事長が委嘱する。

3. 委員の任期は 1 期（2 事業年度）以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時とし、再任を妨げない。但し、委員の欠員を補充した場合の任期は前任者の残任期間とする。

第 3 条 編集委員長は編集担当常務理事が務める。

2. 編集委員長の任期は 1 期（2 事業年度）以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時とし、連続 2 期を限度とする。

### （任務）

第 4 条 本委員会は、会誌「糖尿病と妊娠」の編集に関し、下記業務を行う。

- ①投稿原稿の審査、採否の決定
- ②会誌の内容の企画、編成、製作
- ③投稿規定の制定
- ④その他会誌編集に関する事項

第 5 条 本委員会は、「ニューズレター」に関し、下記業務を行う。

- ①ニューズレターの内容の企画、編成、製作
- ②学会の知名度向上、学会員への情報提供などの目的に沿うものとし、具体的には、年次集会の報告・案内、国内海外のトピックスなどとする。
- ③その他ニューズレター編集に関する事項
- ④編集上の問題点の協議については、編集委員会にて行う。

(雑誌「糖尿病と妊娠」の査読)

第6条 原著および症例報告の査読について責任エディターをおく。責任エディターは、投稿論文を十分に吟味し、2名以上の査読者を指名する。

2. 責任エディターは編集委員長が指名する。

3. 編集委員長が投稿論文の著者に含まれている場合には、副編集委員長が責任エディターを指名する。

4. 査読者は、原則として学会評議員から選ぶ。

第7条 学会記録の査読について、委員2名による査読を行う。

2. 査読者は編集委員長が指名する。

3. 学会記録原稿の著者に編集委員長が含まれている場合には、副編集委員長が査読者を指名する。

(規程の変更等)

第8条 本規程の改定内容は編集委員会で検討し、理事会の承認を得る。

2015年11月20日制定

2020年6月8日変更(第2条3、4)

2022年11月3日変更(全項)